特定費用準備資金等取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「この法人」という。)における特定費用準備 資金等の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。
 - (1)特定費用準備資金

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。) 第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理 費として計上されることとなるものに限る。)に係る支出に充てるために保有する資金をいう。

(2) 資産取得資金

認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良(以下「取得等」という。) に充てるために保有する資金をいう。

(3)特定費用準備資金等

上記(1)及び(2)を総称する。

(特定費用準備資金等の保有)

第3条 この法人は、特定費用準備資金等を保有することができる。

(特定費用準備資金等の要件)

- 第4条 特定費用準備資金等は、次の要件を満たすものでなければならない。
 - (1) その資金の目的である活動を行うこと又は財産を取得等することが見込まれること。
 - (2) 積立限度額又は財産の取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金等の管理・取崩し等)

- 第5条 特定費用準備資金等は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定費用準備資金等を含む)と明確に区分して管理する。
- 2 特定費用準備資金等は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。

(特定費用準備資金等の公表)

第6条 特定費用準備資金等については、資金の取崩しに係る手続き並びに積立限度額又は財産の取得等に 必要な最低額及びその算定根拠を示した書類を、事務所に備え置き、閲覧に供する。

(特定費用準備資金等の経理処理)

- 第7条 特定費用準備資金については、認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6 項に基づき、経理処理を行う。
- 2 資産取得資金については、認定法施行規則第22条第4項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会設立登記の日から施行する。